

○総務省令第六十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十二日

総務大臣 川端 達夫

事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「及び携帯電話用設備」を「、携帯電話用設備及びPHS用設備」に改める。

第四条第四項中「なるべく」を削り、次のただし書を加える。

ただし、地形の状況により複数の経路の設置が困難な場合又は伝送路設備の故障等の対策として複数の経路による設置と同等以上の効果を有する措置が講じられる場合は、この限りでない。

第十一条中「準じる」を「準ずる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎

(以下「都道府県庁等」という。)に設置されている端末設備(当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。)と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならぬ。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。第十五条の二の次に次の一条を加える。

(大規模災害対策)

第十五条の三 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、事業用電気通信回線設備に関し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、複数箇所の故障等により広域にわたり通信が停止することのないよう、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の追加的な設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講ずること。

二 都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用されている移動端末設備に接

続される基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備については、第四条第二項ただし書の規定にかかわらず、予備の電気通信回線を設置すること。この場合において、その伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置すること。

三 電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。

四 伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置すること。

五 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講じること。

第十六条第四項中「携帯電話用設備」の下に「及びPHS用設備」を加える。

第十六条の二中「及び携帯電話用設備」を「、携帯電話用設備及びPHS用設備」に改める。

第十六条の五中「及び第十五条の二」を「、第十五条の二及び第十五条の三（第三号及び第四号

に係る部分に限る。）」に、「及び携帯電話用設備」を「、携帯電話用設備及びPHS用設備」に改める。

第三十五条の二の二中「により、」の下に「災害時優先通信（緊急通報及び）」を加え、「以下「災害時優先通信」という」を「」をいう。以下同じ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業用電気通信回線設備は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならぬ。

3 電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び事業用電気通信回線設備の通信容量について必要に応じて見直しを行うものとする。

第四十四条に次の二項を加える。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備と接続されている交換設備及びその附属設備に関する前二項の措置は、通常受

けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(大規模災害対策)

第四十七条の二 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じ  
ることを防止するため、事業用電気通信設備に関し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講ずる  
よう努めなければならない。

一 電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための  
電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を  
及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電  
気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することが  
できるようにすること。

二 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関す  
る情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講じ  
ること。

第四十八条中「前条」を「第四十七条」に改める。

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第二条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。  
第二十七条の二第二号口中「第二十七条の五第一号」を「第二十七条の五第一項第一号」に改め、同号二中「第二十七条の五第四号」を「第二十七条の五第一項第四号」に改め、同号に次のように加える。

ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定するPHS用設備（第二十七条の四第二号ロ及び第二十七条の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。）

第二十七条の四第二号ロ中「又は携帯電話用設備」を「携帯電話用設備又はPHS用設備」に改める。

第二十七条の五第一項第四号中「携帯電話用設備」の下に「又はPHS用設備」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十九条第一項第十号中「確保」の下に「、ふくそう対策」を加える。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「電気通信事業者は、」の下に「災害時優先通信（緊急通報及び）」を加え、「以下「災害時優先通信」という」を「」をいう。以下同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 電気通信事業者は、不測の要因により、災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために他

の通信の接続を制限し、又は停止を行つた場合であつて、当該制限又は停止を受けた利用者の数が三万以上で、かつ、その時間が二時間以上のときは、当該制限又は停止を行つた時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう、当該制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量について見直しを行い、その結果について、様式第二十六の三により、当該制限又は停止を行つた日から三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第七条の三の次に次の二条を加える。

(災害対策の報告)

第七条の四 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、災害時においてその取り扱う通信を確保するための措置について、様式第二十七の二により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(通信品質の報告)

第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介

して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第二十六の二中「第7条の2関係」を「第7条の2第1項関係」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第26の3 (第7条の2第2項関係)

通信制限時等における疎通状況の分析結果報告

年 月 日

事業者名

通信の接続の制限又は停止を行った 事業用電気通信設備及び電気通信役 務の概要	
通信の接続の制限又は停止を受けた 利用者の数	



通信の接続の制限又は停止を行った時間	
通信の接続の制限又は停止を行った場所	
通信の接続の制限又は停止を行った原因	
通信の接続の制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通状況	
通信の接続の制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量について見直しを行った結果、できる限り多くの通信の疎通を確保するために新たに措置を講じた場合はその内容を	
上記の措置を講じた理由	

- 注 1 「通信の接続の制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通状況」の欄は、発信地域と着信地域の組合せごとに、発着信規制率、通信量、完了呼数、完了率、呼損率等について、時系列に記載した別紙を添付すること。
- 2 「上記の措置を講じた理由」の欄は、通信の接続の制限又は停止を行った時間について災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析した結果に基づき、新たに講じた措置が有効であると判断した理由を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
様式第二十七の次に次の二様式を加える。

様式第27の2（第7条の4関係）

災害対策の報告

年 月 末現在

事業者名

年度当初における電気通信

1 停電対策への取組状況

停電時における通信機能の持続時間に係る基本的な考え方	
長時間にわたる電力の供給の停止を考慮した対策が講じられた設備又はそのサービス提供区域に関する情報	
燃料の備蓄、補給体制に関する情報	

2 停電対策のための応急復旧に係る機材配備の状況

	台数及び通常の配備場所	出力
移動電源車		
可搬型発電機		

3 伝送路設備の損壊への対策の取組状況

伝送路設備が損壊した場合における代替設備に係る基本的な考え方	
主要な代替設備（注1）及びそのサービス提供区域に関する情報	

4 伝送路設備の損壊への対策のための応急復旧に係る機材配備の状況

	台数及び通常の配備場所	同時接続数	カバー半径	種類 (注2)
車載基地局				
可搬型基地局				

注1 大ゾーン基地局（複数の他の基地局とサービス提供区域が重複する基地局であつて、当該他の基地局の機能が停止した場合にそれらの機能を代替することを意図して開設されたものをいう。）及び現に使用されている伝送路設備の代わりに臨時に使用される可搬型の伝送路設備を含む。

2 交換設備との間の伝送路設備について、「人工衛星」、「電気通信業務用移動局」等、通信

の相手方となる設備を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第27の3 (第7条の5関係)

通信品質の報告

年 月 日

事業用電気通信設備の種類

事業者名

年度当初における音声伝送

役務を提供する利用者数

接続品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	

通話品質又は総合品質	満たすべき基準	
品質	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	

- 注 1 事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別葉とすること。
- 2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。
- 3 「ネットワーク品質」の欄は、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電

気通信設備については記載を要しない。

4 各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

（事業用電気通信設備規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供している事業用電気通信設備については、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 前項の期間内に、前項に掲げる事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該設備を新設備規則第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一、第三十六条の七及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。附則第七項において同じ。）の基準に適合させるための合理的と認められる計画を総務大臣に提出した場合には、当該設備を当

該基準に適合させるまでの間、当該設備は当該基準に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供しているPHS用設備の端末系伝送路設備（新設備規則第十一条第三項に規定するものを除く。）については、当分の間、新設備規則第十一条の規定は適用しない。

（電気通信事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5 電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、この省令の施行の日から三月以内にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させなければならない。

（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）

6 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以後である報告から適用する。ただし、新報告規則第七条の五の規定は、報告期限が平成二十六年四月一日以後である報告から適用する。

7 新報告規則第七条の二第二項の規定は、附則第三項の規定により、新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用しない。